



ROTARY CLUB TOKOROZAWA

年度事業計画書



世界に希望を生み出そう

2023年7月～2024年6月

所沢ロータリークラブ

(RI第2570地区第3グループ)

ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある。

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものとする；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を实践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること；

四つのテスト

THE 4-WAY TEST

言行はこれを照らしてから (of things we think, say or do)

- 1) 真実かどうか (Is it the TRUTH ?)
- 2) みんなに公平か (Is it FAIR to all concerned ?)
- 3) 好意と友情を深めるか (Will it build GOODWILL and BETTER FRIENDSHIPS ?)
- 4) みんなのためになるかどうか (Will it be BENEFICIAL to all concerned ?)

Herbert Taylor

RI 会長エレクトの紹介



世界に希望を生み出そう

ゴードン R. マッキナリー
South Queensferry ロータリークラブ
スコットランド、ウェストロージアン

エディンバラの王立高校とダンディー大学で学び、口腔外科の大学院学位を取得。2016 年までエディンバラで自身の歯科医院を経営。英国小児歯科学協会のスコットランド東部支部会長を務めたほか、さまざまな教育的役職を歴任。また、長老会のリーダー、クイーンズフェリー教区会衆派教会理事会の会長、スコットランド国教会総会のコミッショナーも務めた。

1984 年、26 歳でロータリーに入会。South Queensferry（サウス・クイーンズフェリー）ロータリークラブに所属し、グレートブリテンおよびアイルランドの国際ロータリー（RIBI）の会長と副会長、RI の理事と委員会メンバー（2022 年ヒューストン国際大会委員会アドバイザー、運営審査委員長など）を務めた。新しいロータリークラブやグループを築くために会員と協力できるのを楽しみにしており、「私のビジョンは、ロータリーの仲間になりたいと思うすべての人、世界でよいことをしたいと願うすべての人が、それぞれに合った方法でどこでも参加できるロータリーとなること」と話す。

英国を拠点とする非営利団体「ホープ・アンド・ホーム・フォー・チルドレン」の後援者であり、同団体と RIBI とのパートナーシップを先導して、ルワンダ大虐殺によって孤児となった子どもたちを支援。開発途上国の人びとや家族、ビジネスに持続可能な人道支援を提供する Grantham Kesteven ロータリークラブ（英国リンカンシャー）のイニシアチブ「Trade-Aid」も後援しているほか、国立の精神保健機関である Bipolar UK のアンバサダーを務めている。趣味はラグビー、グルメとワイン、スコットランドの伝統的な杖づくり。

ロータリー財団は「ロータリーの奉仕を動かす燃料」であるとし、妻ヘザーさん（ロータリアン）とともにポール・ハリス・フェロー、メジャードナー、ロータリー財団のベネファクター、遺贈友の会会員となっている。

孫娘たち（アイビーさん、フロレンスさん）が幸せに暮らせるより良い世界をつくるために、会長として全力を捧げたいと考えている。

2023 年国際協議会 RI 会長エレクトのテーマ講演要旨 (2023 年 1 月 9 日)

会長イニシアチブ メンタルヘルスの優先

精神疾患や心の健康は話しづらいトピックだと感じるかもしれませんが、国際社会で人が幸福に生きるには大切なことです。このような問題に取り組むための安全な環境を作ることは、私たちと関わるすべての人を歓迎し、公平で、インクルーシブな環境につながります。

ゴードン氏は、2023-24 年度に以下のような活動を行うことをクラブと地区に奨励しています。

- ・心の健康の話題に伴うスティグマの解消
- ・メンタルヘルスのニーズに関する認識の向上
- ・メンタルヘルスの支援や治療へのアクセス改善

バーチャル交流を通じた平和構築

ロータリーは、人と人とのつながりを生かして平和のために活動してきた長い歴史がありますが、新型コロナの流行により、直接顔を合わせて活動することが困難になっています。コロナ禍を通じて学んだことをヒントに、ゴードン氏は、より多くのプログラム、行事、活動にバーチャルの要素を取り入れることを地区に奨励しています。テクノロジーを活用してつながりを作ることで、より多くの人にロータリーを体験する機会を提供できます。

2023-24 年度、ロータリー青少年交換、新世代交換、ロータリー友情交換、その他のプログラムにおいて、これらの要素を追加または維持することには、次のような利点があります。

- ・会員や参加者が異文化を体験し、新しい友人を作り、国際的な認識を深めるための新しい方法を提供する。
- ・時間、健康、または経済的な理由で入会が困難な人に、参加への道を開く。
- ・異文化間のコミュニケーションと理解を深め、より安定した平和な地域社会を実現する。

女兒のエンパワメント

シェカール・メータ 2021-22 年度会長が立ち上げ、ジェニファー・ジョーンズ 2022-23 年度会長が継続した、世界中の女兒と女性のエンパワメントに焦点を当てた取り組みを、ゴードン氏も継続します。女兒の健康、福祉、教育、経済的安定を向上させる活動を続けることが会員に奨励されています。

2023-2024 年度 第 2570 地区のテーマ

国際ロータリー第 2570 地区 2023-2024 年度ガバナー

高丹秀篤



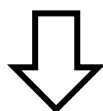
“希望を語ろう”

— We are Rotary, together —

“継続”とはこれまでのリーダーのアイデアや取り組みを“前進”させること。

多くの場合 “前進” するためには “変化” “脱皮”することが必要。

G-GE-GN-(GD)と前に向かって“前進”への“プラットフォーム”構築する必要。
(現状は日本 34 地区中 34 番)



行動計画 (THE ACTION PLAN)

変化に必要な知識と勇気をロータリー会員に与える
行動計画を協力して推進することはリーダーシップにおける
最良の継続に他なりません。(RI マッキナリー会長エレクト)

DEI 推進チームの結成とクラブ活性化支援

2023 年手続き要覧において「ロータリーの基本理念」となる

- Diversity 女性会員は今のロータリーライフに満足ですか？
- Equity “みんなに公平か”
- Inclusion “開かれたクラブになっているか”

多様性とは、パーティーに誘われること
エクイティとは、みんなと楽しくダンスすること
インクルージョンとは、そこでダンスに誘われること

研修委員会と RLI 委員会活動強化

- ・ロータリーって何？ ビデオ作製
- ・増強委員会との合同セミナー
- ・My Rotary の推進 登録率 70%目標

ガバナー補佐役割の重要性

- ・各クラブの良い点、弱い点の把握
- ・補佐訪問の有効活用
- ・IM 大会の実施(グループ内共生)
- ・新クラブ設立の可能性を探る

楽しく、活発な地区活動（クラブと共に）

- ・“甦れ 2570 プロジェクト”
- ・一人でも多くの参加、インクルーシブなイベント開催
“END POLIO 大作戦”
“希望の風” “大相撲” “家族を含めたイベント” 等

ローターアクトクラブ増強

- ・若いエネルギーの地区運営への注入
- ・クラブ数を増やす
- ・若いリーダーの育成
- ・米山学友会、留学生学友会への働きかけ

We are Rotary, together

一人でも多くの会員が、自分自身の中で
ROTARY を楽しみ、ROTARY を感じ、
世界で、地域社会で貢献できる思いやりの心を持って。

2023-2024 年度 RI マッキナリー会長は、最後に“平和”への
イニシアチブを！ 私たちに強く呼びかけた。

（世界で、地域社会で）

（そして、自分自身の中で）

メンタルヘルス 他の人を助けることでストレス
が軽減され、私たち自身のメンタルヘルスと幸せ
のためにもなる。

ク ラ ブ 沿 革

(1) クラブ略歴

創 立	昭和37年 1 月19日
承 認	昭和37年 2 月 5 日
認 証 状 伝 達 式	昭和37年 5 月25日
特 別 代 表	水村 三郎氏 (川越RC)
スポンサークラブ	川越ロータリークラブ
創 立 会 員	30名
初 代 会 長	倉片 勝次
創立10周年式典	昭和47年 4 月14日
創立20周年式典	昭和57年 4 月20日
創立25周年式典	昭和62年 5 月12日
創立30周年式典	平成 4 年 1 月19日
創立35周年式典	平成 9 年 1 月21日
創立40周年式典	平成14年 1 月19日
創立45周年式典	平成19年 1 月16日
創立50周年式典	平成24年 1 月19日
創立55周年式典	平成29年 1 月19日

(2) 事務所及び例会場

◎埼玉県所沢市けやき台 2 丁目17ー 8 サンライズけやき台102
TEL 04 (2922) 5920
FAX 04 (2925) 8908
e-mail tokororc@maple.ocn.ne.jp
事務局員 田中 純子

◎『ベルヴィ ザ・グラン』所沢市星の宮1-3-5
TEL 04 (2923) 4122
FAX 04 (2928) 8173

(3) 例会日時

◎毎週火曜日 12 : 30 ~ 1 : 30

(4)

- 年次総会 : 毎年12月第1例会日に開催し、次年度の役員及び理事の選挙を行う。
- 理事会 : 定例理事会を基本毎月第1例会日、午前11:00頃に行う事とし、決定事項については例会時に会員に報告しさらにホームページに掲載する。
- 会員協議会 : 随時必要に応じて開催、決定事項は例会報告する。
- クラブ協議会 : 年間5回以上随時開催し、協議事項を例会にて報告する。
- 各委員会 : 随時必要に応じて開催、決定事項は例会にて報告。

(5) 会費

会費は 1年 240,000円とする。

協賛金は 80,000円とする。

所沢ロータリークラブ

会長 五十嵐 俊昭 幹事 道口 泰己

	Tel	Fax
所沢RC事務局	04-2922-5920	04-2925-8908
会長事業所（システムネットワーク）	04-2929-3711	04-2929-3712
幹事事業所（角田測量）	04-2923-8361	04-2939-5034

会 長 所 信

2023年～2024年度

会長 五十嵐 俊昭

1962年に設立され62年目を迎える所沢ロータリークラブの会長を
めさせて頂くことになりました。

伝統あるクラブの会長職をおうけすることに大きな重圧を感じております。
幹事に道口さん副会長に村山さん、役員・理事・各委員長にご就任頂くと共に
多大なご協力をお願いしております。この一年が充実できるロータリー活動
を心掛けていきたいと思っております。

本年度のR Iのテーマ ”世界に希望を生み出そう”

第2570地区のテーマ ”希望を語ろう” — We are Rotary, together —

未だに行われているウクライナ・ロシアの戦争で世界的に希望という観念が失
われつつある中でのテーマ

のであり、未来への希望と失わずに行動出来たらという希望でもあると感じて
います。

新型コロナも終息はしていませんが、日本でもインフルエンザと同類である第
5類に移行されました。

自分の身は自分自身で守るという位置づけにかわり、クラブでの防御も考えて
いかなければなりません。

当クラブとしても、コロナ前の活動にほぼ戻したいと思います。

三上年度より引継ぐ、会員増強・維持強化は会員皆様と行うことと情報の共有・
会員親睦を重視したクラブ活動ができれば幸いです。

会長研修セミナーに於いて、ロータリーとは

- ① 親睦と学びを基盤に
- ② 立派なロータリアンを育てながら
- ③ 価値ある奉仕を通じて
- ④ 社会に貢献する世界的な団体である

入会時に教えて頂いたロータリーの基本を念じて全うしたいと思いますので
ご協力をお願いします。

不慣れな会長ではありますが、会員皆様がエンジョイできるクラブ活動に従事してまいりますので
一年間宜しくお願い致します。

幹 事 所 信

2023年～2024年度

幹 事 道口 泰己

五十嵐会長年度、伝統ある所沢ロータリークラブの幹事を仰せつかりまして、身の引き締まる思いであります。不安と期待が入り混じっておりますが、精一杯取り組んで参ります。

さて、五十嵐会長年度はコロナによる失われた3年間を取り戻すべく活動を念頭に、五十嵐会長を補佐し、各委員会とコミュニケーションを取りながら、幹事の役目を果たして行きたいと思っております。

どうぞ、皆様のご指導、ご協力の程、宜しくお願い致します。

会 計 所 信

2023年～2024年度

会 計 高橋 興基

当クラブの大切な資金を適切に管理、健全な財務の運営を心がけ、監督及び年次財務報告を行います。

以上、よろしくお願いします。

クラブ管理運営委員会

委員長	二上 昌弘
代 行	本橋 敬明

基本方針

クラブ管理運営委員会は会員相互の交流・親睦、情報交換の場を整え、円滑なクラブ運営を行うことが主目的となります。

会長・幹事・各小委員会・事務局との緊密な連携を重視し、調整役として健全で活気あるクラブ運営を目指します。

プログラム委員会

委員長	橋本 幹男
副委員長	吉田 慶

基本方針

会員の皆様にとって有益かつ楽しめる卓話を実施し、リモート例会にも対応して進んで参加したくなるよう努めます。

活動方針

1. ロータリーの知識を深める卓話を実施
2. 会員に役立つ情報の提供
3. ランダムなテーマで各界にて活躍されている方の講演
4. 時節的な話題に富んだ卓話の実施
5. ロータリー情報委員会と連携し、新入会員によるイニシエーションスピーチの実施

S A A

委員長 木村 良孝
副委員長 栗田 峰至

基本方針

SAA として例会やその他の会合で、会が秩序正しく楽しい雰囲気運営されるよう進行役として務めてまいります。私語の防止、座席の整理や食事、配布資料等のチェックの他、副 SAA とも協力して来客者や会員を笑顔で迎え入れていく所存でございます。

活動方針

- (1) 時間厳守に努めます。
- (2) 会場の入口でお客様及び会員を笑顔で歓迎します。
- (3) 出合いを考えた座席案内をいたします。
- (4) 無駄のないような食事を提供します。
- (5) 和やかな雰囲気の中にも規則正しく会員相互にとって有意義な場になるよう努力します。

親睦活動委員会

委員長 加藤 和伸
副委員長 三浦 峰高

基本方針

一年間の親睦行事を通して、会員相互の交流・親睦を深めていただくとともに、ご家族の方々にも楽しんでもらえるような活動を進めて参ります。

活動方針

- (1) 記念祝福
 - ・ 会員誕生記念、ご夫人（ご主人）誕生記念、結婚記念
- (2) 親睦行事
 - ・ 納涼大会・・・・・・・・・・ 8 月
 - ・ 親睦ゴルフ大会・・10 月・5 月
 - ・ 会員親睦旅行・・・・・・・・ 11 月
 - ・ クリスマス会・・・・・・・・ 12 月
 - ・ 花見例会・・・・・・・・・・ 3 月

クラブ会報委員会

委員長	肥沼	直明
副委員長	清水	源太

基本方針

ロータリーの例会と活動を記録しホームページを通して活動を報告します。

活動方針

- (1) 正確かつ迅速に活動を報告する
- (2) 例会と活動の内容を、写真を交え分かりやすく記録する

出席向上委員会

委員長	瀬戸山	達郎
副委員長	北田	功

基本方針

ロータリーの基本である出席率を高めることを目指し、様々な活動を行います。
会員の皆様のご協力をお願い致します。

活動方針

- (1) 例会での出席率を発表（発表の工夫）
- (2) ZOOM 等での参加の促進
- (3) メーキャップの推奨
- (4) 出席の少ない会員のフォロー
- (5) 目標出席率達成者の表彰

広報雑誌委員会

委員長	斎藤 祐次
副委員長	木下 広敬

基本方針

例会の開催時に読み合わせの機会を得てロータリー理念の浸透推進に努めます。

活動方針

- (1) 当クラブの活動内容を各メディアに広報活動する。
- (2) 例会時に「ロータリーの友」の内容を紹介し、R I 会長のメッセージや各地ロータリーの活動紹介を通じてロータリーの目的や理念の浸透を図ります

エンジョイヘルス委員会

委員長	日向 貴一
副委員長	岩下 悦郎

基本方針

常日頃から自身の健康を念頭に置かなければならない会員の皆様にとって、当委員会はみんなで健康に関する情報を共有し、健康に関して考える時間を提供出来るよう努力してまいります。

活動方針

- (1) 例会の時間を利用しての簡単な運動の実施（不定期）
- (2) 卓話にて健康に関する情報の提供

スマイルボックス委員会

委員長 岩崎 貴行
副委員長 柳 麻貴

目 標 700,000 円

基 本 方 針

会員皆様からの暖かいスマイルが、奉仕の精神に基づいて大きな輪になるようにご協力をお願い致します。

活 動 方 針

- (1) ニコニコしやすい雰囲気と環境を作ります。
- (2) 例会にてスマイル報告を行います。

1	何でもよろこばしいこと、失策して頭をかくようなとき		500円以上
2	御夫人・御主人誕生祝い		5,000円
3	会員の還暦、古希、米寿、銀婚式の慶事		5,000円～10,000円
4	会員の叙勲等の場合		10,000円
5	お子様・お孫様の入園、入学、進級、進学等		2,000円
6	ご家族の慶事、高校・大学卒業、学位受領等		3,000円～10,000円
7	自宅・会社・店舗の新築、改築		5,000円
8	新車等の購入		5,000円
9	会社の慶事、創立、開業、増築、受賞		5,000円
10	例会無断欠席でメーキャップした場合		1,000円
11	例会無断欠席でメーキャップしない場合		2,000円
12	例会届出欠席でメーキャップしない場合		1,000円
13	理事会及び会合欠席「不参加」の場合		2,000円
14	3ヶ月ホームクラブ80%以下の場合		5,000円
15	各競技で受賞した場合	1位	3,000円
		2位	2,000円
		3位	1,000円
16	従業員表彰		2,000円

(注) 2 御夫人・御主人誕生祝福は事業参加費より引き落としさせていただきます。

職業分類 会員選考 会員増強・退会防止
I T 推進 ロータリー情報 戦略計画 各委員会

会長エレクト 鳥居 由美子

歴代会長から引継いでいる委員会を充実する組織づくりを、各小委員長と密に会話をしながら会員増強を主にして、当クラブのイメージアップに繋げていけるよう遂行してまいります。

職業分類委員会

委員長 當眞 正純
副委員長 増田 武英

基本方針

ロータリークラブの基本は、従来守られてきた一人一業種による職業分類の制度でした。しかし、この制度が改正され同一職業の分類をクラブの会員数により 50 人以下のクラブは、5 名、それ以上のクラブは、10%以内の職業の会員が認められるようになりました。よって、職業分類については、あまり重要視する必要はないと思えます。

活動方針

現在の分類表は、経済産業省で定められた職業分類により作成されたものであり、今後の社会環境の変化により新たな職業分類が必要な場合、検討します。

会員選考委員会

委員長 大野木 喜行
副委員長 池田 安弘

基本方針

クラブの維持発展には会員数の維持・増強が必要です。
会員皆様からの入会候補者の推薦を頂き、一人でも多くの新入会員を得られるように適正に選考していきたいと思います。

会員増強・退会防止委員会

委員長	本橋 敬明
副委員長	日向 貴一

基本方針

クラブの継続・発展と充実した活動を考える上で、会員の増強は不可欠であります。また、クラブ運営や活動の方針によって出席率の低下や退会へ繋がってしまうことのないクラブであり続けていくことも同時に大切であると考えます。今後も、「入会したい」「入るなら所沢」「所沢しかない」と思って頂けるクラブであり続けるためにも、伝統と歴史を踏まえながら会員の資質向上と充実した活動が継続され、併せて会員相互の更なる親睦を図りながら協調性のある増強に励んでまいりたいと思います。

これにより会員の老・壮・青のバランスの良さを保ちながら、魅力あるクラブづくりへと繋がれば幸いです。

多くの会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

活動方針

会員増強並びに退会防止のための情報交換会の開催

I T 推進委員会

委員長	本橋 敬明
副委員長	橋本 幹男

基本方針

ZOOM等によるリモート例会・理事会のインターネットを利用した活動が急増し、その対応が必須となっています。会員の皆様には出来るだけ分かりやすい情報提供を心掛け、I T への対応を推進します。

活動方針

- (1) ホームページでの情報発信及び活用の推進
- (2) My ROTARY への登録及び活用の推進
- (3) その他 I T ツール活用の推進

ロータリー情報委員会

委員長	浅海 剛次
副委員長	中井 眞一郎

基本方針

ロータリーに関する基礎や情報を提供することで、ロータリー活動の実践に役立てるとともに会員相互の情報共有を図る。特に新入会員の方に対しては、ロータリーを理解するための情報提供の機会を提供する。

活動方針

- (1) 新入会員入会式の実施
- (2) 新入会員にはイニシエーションスピーチを通し、自己紹介をする。
- (3) 新入会員・推薦者・入会3年未満の会員との意見交換を目的に情報提供する。
- (4) ZOOM 会議・炉辺会議等の開催

戦略計画委員会

委員長	武藤 力夫
副委員長	高橋 興基

基本方針

当クラブの今後の中長期にわたる将来計画を検討・立案します。

活動方針

- (1) 年3～4回の会議を開催
- (2) 長期目標に沿って中期目標を模索
- (3) 奉仕プロジェクトの継続・見直し・新規活動を検討
- (4) ロータリー理念の実践を促す

長期目標

- (1) みんなが参加したくなるクラブ
- (2) ロータリーの理念を学ぶ
- (3) 地域になくてはならないクラブ
- (4) 国際交流を大切にするクラブ

奉仕プロジェクト委員会

委員長 副会長 村山 宣章

基本方針

この度、五十嵐年度の副会長としてクラブ奉仕プロジェクト委員会の委員長を務めさせていただくことになりました。

奉仕部門は、ロータリーの精神の要となる活動を担う部門であります。

委員会活動が盛り上がり、一年間のプログラムが円滑に進むよう会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

職 業 奉 仕 委 員 会

委員長 平岩 敏和
代 行 浅海 剛次

基本方針

- (1) 職場における高い倫理基準の醸成
- (2) 職業分類の原則を周知する。
- (3) ロータリーの公約を推進する。
- (4) 職業の価値について理解を深める。
- (5) 自分の職業におけるボランティア活動を推進する。

活動方針

- (1) 顧客、仕入業者や仕事の協力者に対して高い倫理基準の公約を実施
- (2) 入会3年未満の方々に職業分類の原則を説明し理解して頂くことを実施
- (3) 「四つのテスト」の掲示を推進する
- (4) 家族参加の企業見学を企画、実施する
- (5) 職場を通じ、出来る範囲でボランティアを実施する

社 会 奉 仕 委 員 会

委員長 栗田 峰至
代 行 吉田 慶

基本方針

奉仕の理想を念頭に社会奉仕活動を行うことにより、ロータリークラブの認知度を高めるとともに地域社会の発展に貢献する。

活動方針

- (1) 老人ホームでのホタル鑑賞会の開催
- (2) ロータリークラブが推進する事業への賛同・参加促進
- (3) 市内5クラブと協調を図り、合同事業に参画する

国 際 奉 仕 委 員 会

委員長 井関 克行
代 行 池田 安弘

基本方針

他国の人々を助け、目的の活動に協力し、国際理解、親善、平和を推進することに取り組んで参ります。

活動方針

- (1) 地区の活動方針にある人道的奉仕について協力する。
- (2) ロータリー財団と米山奨学会へ積極的に協力する。

青少年奉仕委員会

委員長	日高 勉
代行	木下 広敬

基本方針

地区活動方針及び会長方針に従事し、次世代の青少年育成活動及び運営に努めます。

活動方針

- (1) 所沢市内 5 クラブ共同事業活動
- (2) 青少年交換プログラムへの協力
- (3) アクト（インターアクト・ローターアクト）の育成への協力
- (4) ライラ（RYLA・ロータリー青少年指導者育成プログラム）への協力
- (5) 所沢フレンドリーカップサッカー大会への協力
- (6) わんぱく相撲大会所沢場所への協力

総合事業計画書

2023(令和5)年7月～12月

月	日	例会回数	公式行事・月間	クラブ行事	備考	例会場
7	4	2901	母子の健康月間	クラブ協議会 17:30点鐘	理事会(16:00)	ベルヴィザ・グラン
	11	2902		クラブ協議会		ベルヴィザ・グラン
	18	休 会		休 会	定款の規定により	
	25	2903		卓 話		ベルヴィザ・グラン
8	1	2904	会員増強・新クラブ 結成推進月間	卓 話	理事会	ベルヴィザ・グラン
	8	休 会		休 会	定款の規定により	
	15	休 会		休 会	定款の規定により	
	22	2905		8/21(月) 5クラブ合同例会 所沢市長卓話	例会振替	ベルヴィザ・グラン
	29	2906		納涼大会	移動例会	未定
9	5	2907	基本的教育と識字率向上月 間 /ロータリーの友月間	卓 話	理事会	ベルヴィザ・グラン
	12	2908		卓 話		ベルヴィザ・グラン
	19	休 会		休 会	定款の規定により	
	26	2909		卓 話	10月理事会	ベルヴィザ・グラン
10	3	2910	経済と地域社会の発展月間 /米山月間	ガバナー補佐訪問		ベルヴィザ・グラン
	10	2911		卓 話		ベルヴィザ・グラン
	17	休 会		休 会 第1回親睦ゴルフ大会 17日(火)	定款の規定により	
	24	2912		ガバナー公式訪問 市内5クラブ合同夜間例会	例会振替	ベルヴィザ・グラン
	31	休 会		休 会	定款の規定により	
11	7	2913	ロータリー財団月間	卓 話	理事会	ベルヴィザ・グラン
	14	2914		親睦旅行 11/10(金)～11(土)(予	例会振替	未定
	21	休 会		休 会	定款の規定により	
	28	2915		卓 話		ベルヴィザ・グラン
12	5	2916	疾病予防と治療月間	年次総会	理事会	ベルヴィザ・グラン
	12	2917		卓 話		ベルヴィザ・グラン
	19	2918		クリスマス会	移動例会	未定
	26	休 会		休 会	定款の規定により	

総合事業計画書

2024(令和6)年1月～6月

月	日	例会回数	公式行事・月間	クラブ行事	備考	例会場
1	2	休 会	職業奉仕月間	休 会	定款の規定により	
	9	休 会		休 会	定款の規定により	
	16	2919	クラブ創立記念日（1/19）	新年会	理事会	桃源酒家
	23	2920		クラブ協議会		ベルヴィ ザ・グラン
	30	2921		卓 話		ベルヴィ ザ・グラン
2	6	2922	平和と紛争予防 /紛争解決月間	卓 話	理事会	ベルヴィ ザ・グラン
	13	休 会		休 会	定款の規定により	
	20	休 会	ロータリー創立記念日 （2/23）	休 会	定款の規定により	
	27	2923		第3グループ IM （2/21(水)）	例会振替	ホテル ヘリテ イジ・飯能
3	5	2924	水と衛生月間	卓 話	理事会	ベルヴィ ザ・グラン
	12	2925		地区大会 （3/16(土)・17(日)）	例会振替	埼玉グラントホテ ル
	19	休 会		休 会	定款の規定により	
	26	2926		花見例会	例会振替	未定
4	2	2927	母子の健康月間	卓 話	理事会	ベルヴィ ザ・グラン
	9	2928		卓 話		ベルヴィ ザ・グラン
	16	2929		企業見学(予定)	例会振替	未定
	23	休 会		休 会	定款の規定により	
	30	休 会		休 会	定款の規定により	
5	7	2930	青少年奉仕月間	卓 話	理事会	ベルヴィ ザ・グラン
	14	2931		卓 話		ベルヴィ ザ・グラン
	21	休 会		休 会 第2回親睦ゴルフ大会 21日(火)	定款の規定により	
	28	2932		卓 話		ベルヴィ ザ・グラン
6	4	2933	ロータリー親睦活動月間	ホテル観賞会		自然観察園
	11	2934		クラブ協議会	理事会	ベルヴィ ザ・グラン
	18	休 会		休 会	定款の規定により	
	25	2935		新旧引継ぎ会	夜間例会	未定

役員理事・委員会編成表

(2023.7.1～2024.6.30)

(役員)

会 長 : 五十嵐俊昭

幹 事 : 道 口 泰 己

副 幹 事 : 市 川 雅 巳

直前会長

: 三 上 誠

会 計 : 高橋 興基

クラブ管理運営委員長 : 二 上 昌 弘

職業奉仕委員長 : 平 岩 敏 和

社会奉仕委員長 : 栗 田 峰 至

国際奉仕委員長 : 井 関 克 行

会長エレクト

: 鳥居由美子

S A A : 木 村 良 孝

職業奉仕委員長 : 平 岩 敏 和

青少年奉仕委員長 : 日 高 勉

副会長

: 村 山 宣 章

クラブ管理運営委員会			委員長:二上昌弘 代行:本橋敬明		
小委員会	小委員長	副委員長	委 員		
プログラム	橋本幹男	吉田 慶	梅沢好文	鎌田忠洋	矢部瑛美子
			木下広敬	丸山茂幸	柳 麻貴
クラブ会報	肥沼直明	清水源太	細野達男	鈴木崇文	三浦峰高
親睦活動	加藤和伸	三浦峰高	石井正太郎	山根吉人	井口一世
			北田功	岩井英雄	木下広敬
			肥沼直明	瀬戸山達郎	
			(うち副SAA) 栗田峰至		
			新藤隆一	井花佳彦	矢部瑛美子
			井関克行	吉田 慶	丸山茂幸
			斉藤祐次	柳 麻貴	
			(ゴルフ担当)		
出席向上	瀬戸山達郎	北田功	倉片順司	本橋敬明	清水源太
スマイルボックス	岩崎 貴行	柳 麻貴	佐藤 薫	有坂和亮	佐塚慶輔
広報雑誌	斉藤祐次	木下広敬	井花佳彦	中村有佑	
エンジョイヘルス	日向貴一	岩下悦郎	武藤力夫	石井正太郎	岩井英雄
			鎌田忠洋		

会長エレクト:鳥居由美子					
小委員会	小委員長	副委員長	委 員		
職業分類	當真正純	増田武英	新井重雄	倉片順司	
会員選考	大野木喜行	池田安弘	見沢孝一		
会員増強・退会防止	本橋敬明	日向貴一	阿部武志	新藤隆一	
IT推進	本橋敬明	橋本幹男	日高 勉	斉藤祐次	
ロータリー情報	浅海剛次	中井眞一郎	大野木喜行		
戦略計画	武藤力夫	高橋興基	内田勉	見澤英一	
奉仕プロジェクト委員会 委員長:副会長 村山宣章					
職業奉仕委員会 委員長:平岩敏和 代行:浅海剛次					
企業見学担当	北田功				
社会奉仕委員会 委員長:栗田峰至 代行:吉田慶					
社会福祉担当	中保憲				
国際奉仕委員会 委員長:井関克行 代行:池田安弘					
財団・米山・世界社会奉仕担当	日向貴一				
青少年奉仕委員会 委員長:日高 勉 代行:木下広敬					
新世代・青少年担当	梅沢好文				

ソングリーダー : 市 川 雅 巳 加 藤 和 伸 柳 麻 貴 研修リーダー : 三 上 誠 会計監査 : 阿 部 武 志

地区役員・委員

諮問委員会 委員	中井眞一郎	地区研修委員会RLI 担当委員(事務局担当)	日向貴一	ロータリー財団委員会補助金 委員会委員(平和フェロー担当)	鳥居由美子
----------	-------	---------------------------	------	----------------------------------	-------

地区スローガン

— We are Rotary, together —

※excursion 担当

★印は、平和フェロー担当

所沢ロータリークラブ定款

第1条 定義

- 1.理事会： 本クラブの理事会
- 2.細則： 本クラブの細則
- 3.理事： 本クラブ理事会の理事
- 4.会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
- 5.RI： 国際ロータリー
- 6.衛星クラブ： 潜在的クラブ。その会員はいずれかのクラブの会員でもある（該当する場合）：
- 7.書面： 文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
- 8.年度： 7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会は、所沢ロータリークラブ(国際ロータリー加盟会員)

第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
- (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
- (d) ロータリー財団を支援すること
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

第4条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りである：本クラブの所在地域は、次の通りである：所沢市航空公園前交差点より県道所沢 — 大宮線以南及び県道所沢 — 入間線に沿って航空公園交差点より宮本町2丁目交差点以東、宮本町2丁目交差点より県道所沢 — 東京線に沿って南下し、星の宮2丁目所沢高校入り口交差点に至るまでの以東同交差点より市道沿いに南下し、樋の坪橋に至る線路東側、樋の坪橋より久米と荒幡の境界線に沿って南下し市の境界線に至るまでの東側とする。

本クラブの衛星クラブは、本クラブと同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実質的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、積極的平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第 7 条 会合

第 1 節 — 例会。

- (a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。
- (b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。
- (c) 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。
- (d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。
 - (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
 - (2) 会員の葬儀の場合
 - (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または
 - (4) 地域社会での武力紛争がある場合理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1 年に 4 回まで例会を取りやめることができるが、3 回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。
- (e) 衛星クラブの例会(該当する場合)細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週 1 回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第 1 節(c)と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第 1 節(d)の理由によって取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。
- (f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に 2 回、例会を行わなければならない。

第 2 節 — 年次総会。

- (a) 役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年 12 月 31 日までに開催されるものとする。
- (b) 衛星クラブは、衛星クラブのための役員を選挙するため、12 月 31 日の前に年次総会を開催するものとする。

第 3 節 — 理事会の会合。

理事会のすべての会合後 30 日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

第 8 条 会員身分

第 1 節 — 全般的資格条件。本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第 2 節 — 種類。本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の 2 種類とする。本条第 7 節に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員として RI に報告される。

第 3 節 — 正会員。RI 定款第 4 条第 2 節(a)の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

第 4 節 — 衛星クラブの会員。本クラブの衛星クラブの会員はいずれかのクラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとして RI から加盟が認められるまで続く。

第 5 節 — 二重会員の禁止。いかなる会員も、同時に、

- (a) 本クラブと、いずれかのクラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または
- (b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

第 6 節 — 名誉会員。本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

- (a) 会費の納入を免除される
- (b) 投票権を持たない
- (c) クラブのいかなる役職にも就かないものとする。
- (d) 職業分類を持たないものとする。
- (e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。

第 7 節 — 例外。細則には、第 8 条第 2 節および第 4～6 節に従わない規定を含めることができる。

第 9 条 クラブの会員構成

第 1 節 — 一般規定。各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつまた一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

第 2 節 — 多様なクラブ会員基盤。本クラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

第 10 条 出席

第 1 節 — 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

- (a) その例会時間の少なくとも 60 パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する

- (b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する
- (c) クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから 1 週間以内に定例のオンラインの会合または参加型活動に参加する、または
- (d) 次のような方法で同じ年度に欠席をメイクアップする：
 - (1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも 60 パーセントに出席すること。
 - (2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。
 - (3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。
 - (4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
 - (5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること。
 - (6) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または
 - (7) RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI 理事会または RI 会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI 委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、RI 理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

第 2 節 — 遠方での勤務中の長期の欠席。会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第 3 節 — その他のロータリー活動による欠席。欠席のメイクアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が

- (a) 第(1)(d)(7)節に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (b) 役員または RI 委員会の委員、TRF 管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (d) RI に雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (e) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、または TRF の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または
- (f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第 4 節 — RI 役員の欠席。会員が現役の RI 役員または現役の RI 役員の配偶者／パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

第 5 節 — 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長 12 カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の 12 カ月を超えて延長することができる。
- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、少なくとも 20 年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、これらの要件が満たされているかのみが考慮に入れられた場合。

第 6 節 — 出席の記録。本条第 5 節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第 4 節または第 5 節(b)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第 7 節 — 例外。細則は、第 10 条に従わない規定を含めることができる。

第 11 条 理事および役員および委員会

第 1 節 — 管理主体。本クラブの管理主体は、細則に規定される理事会である。

第 2 節 — 権限。理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第 3 節 — 理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第 13 条第 6 節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の 3 分の 2 の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも 5 日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

第 4 節 — 役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1 名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督もクラブ役員であるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第 5 節 — 役員の選挙。

- (a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の 7 月 1 日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。
- (b) 会長の任期。会長ノミニーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前 18 カ月以上 2 年以内に選挙されるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の 7 月 1 日に、会長エレクトになる。会長は、7 月 1 日に就任し、1 年間、その職務に当たる。後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長 1 年間延長される。
- (c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが 1 年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも 1 年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第 6 節 — 本クラブの衛星クラブの組織運営。

- (a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする。
- (b) 衛星クラブの理事会。日々の運営のため、衛星クラブの理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および 4～6 名のその他

の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長(chair)であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計とする。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担うものとする。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。

- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査または審査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

第 7 節 — 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強
- (c) 公共イメージ
- (d) ロータリー財団、および
- (e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第 12 条 会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第 13 条 会員身分の存続

第 1 節 — 期間。会員身分は、以下に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第 2 節 — 自動的終結。

会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。

- (a) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。
- (b) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員 身分を取り消すことができる。

第 3 節 — 終結 — 会費不払。

- (a) 手続。期日後 30 日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告するものとする。催告後 10 日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結することができる。
- (b) 復帰。理事会は、元会員が要請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

第 4 節 — 終結 — 欠席。

- (a) 出席率。会員は、
 - (1) メークアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも 50 パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも 12 時間参加しているか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。および
 - (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも 30 パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない(RI 理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。

規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがある。

(b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第 10 条第 4 節もしくは第 5 節に従う場合を除き、連続 4 回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

(c) 例外。細則は、第 13 条第 4 節に従わない規定を含めることができる。

第 5 節 — 終結 — その他の理由。

(a) 正当な理由。理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の 3 分の 2 以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第 8 条の第 1 節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。

(b) 通知。理事会が本節(a)項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも 10 日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

第 6 節 — 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

(a) 通知。幹事は、理事会決定後 7 日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知するものとする。その会員は通告後 14 日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、または調停もしくは仲裁に訴えるかを通告することができる。調停または仲裁の手続は第 17 条に規定されている。

(b) 提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから 21 日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定するものとする。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも 5 日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられるものとする。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。

第 7 節 — 理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合、理事会の決定は最終決定となるものとする。

第 8 節 — 退会。会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面をもって行うものとする。理事会がその申出を受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。

第 9 節 — 資産関与権の喪失。いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員が何らかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる資金またはその他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第 10 節 — 一時保留。本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

(a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、

(b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、

(c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取られるべきである場合、および、

(d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やその他のクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、

理事会は、その 3 分の 2 以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間(ただし最大 90 日間)と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第 6 節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

第 14 条 地域社会、国家、および国際問題

第 1 節 — 適切な主題。地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明しないものとする。

第 2 節 — 支持の禁止。本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。

第 3 節 — 政治的主題の禁止。

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。
- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願しないものとする。また書状、演説、提案を配布しないものとする。

第 4 節 — ロータリーの発祥を記念して。ロータリアの創立記念日、2 月 23 日の週は、世界理解と平和週間である。この 1 週間、本クラブはロータリアの奉仕を祝い、これまでの業績を振り返り、地域社会と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第 15 条 ロータリーの雑誌

第 1 節 — 購読義務。本クラブが RI 理事会によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。

第 2 節 — 購読料。購読料は、クラブが各会員から事前に徴収し、RI または RI 理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

第 16 条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリアの目的の中に示されたロータリアの原則を受諾し、クラブ定款・細則を順守し、これに拘束されることを受諾する。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第 17 条 仲裁および調停

第 1 節 — 意見の相反。現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間の意見の食い違いは、理事会の決定を除き、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または仲裁によって解決を図るものとする。

第 2 節 — 調停または仲裁の期限。要請を受理してから 21 日以内に、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定するものとする。

第 3 節 — 調停。調停の手続きは、

- (a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたもの、または

- (b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの、または
- (c) RI 理事会もしくは TRF 管理委員会が定めた指針文書において勧められるものとする。
ロータリアンのみが調停人となることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有する調停人を任命するようガバナーもしくはガバナーの代理人に依頼することができる。
- (a) 調停の結果。調停後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を 1 部ずつ提出するものとする。クラブへの情報提供のために、当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者も会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。
- (b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第 1 節に定める仲裁に訴えることができる。

第 4 節 — 仲裁。仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ 1 名のロータリアンを仲裁人として指定し、両仲裁人は 1 名のロータリアンを裁定人として指定するものとする。

第 5 節 — 仲裁人または裁定人の決定。仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

第 18 条 細則

本クラブは、RI 定款・細則、RI によって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用するものとし、細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

第 19 条 改正

第 1 節 — 改正の方法。本条第 2 節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

第 2 節 — 第 2 条と第 4 条の改正。第 2 条(名称)および第 4 条(クラブの所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低 3 分の 2 の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも 21 日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。改正は、RI 理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関して RI 理事会に意見を提供することができる。

(2022 年 7 月)

所沢ロータリークラブ細則

クラブ細則は、標準ロータリークラブ定款を補足し、クラブの慣習を定めるものです。本文書に記載された細則は推奨されているものですが、クラブが一旦採択したら、クラブ会員はこれに従う義務があります。クラブの慣習を反映させて適宜変更を加え、RI 定款、RI 細則、標準ロータリークラブ定款(認められた部分を除く)、ロータリー章典と矛盾していないことを確認してください。クラブが含めなければならない、義務づけられた条 項については、以下に特記されています。

第 1 条 定義

- 1.理事会： 本クラブの理事会
- 2.理事： 本クラブの理事
- 3.会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
- 4.定足数： 投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合は本クラブ会員総数の 3 分の 1、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。
- 5.RI:国際ロータリー
- 6.年度:7 月 1 日に始まる 12 カ月間

投票における定足数をどう定義するかはクラブが選ぶことができる。

第 2 条 理事会

本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、少なくとも、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計で構成される。

標準ロータリークラブ定款は、クラブ細則に第 2 条を含めることを義務づけている。また、上記の役員は、クラブ理事会のメンバーとなることが義務づけられている。クラブ理事会はこのほかに、副会長、会長ノミニ、会場監督、その他の理事を含めることができる。クラブに衛星クラブがある場合、この条項に衛星クラブの理事会メンバーも列記すること。

第 3 条 選挙と任期

第 1 節 選挙の 1 カ月前に、会員は、会長、副会長、幹事、会計、空席となっている理事の候補者を立てる。

指名委員会または会員のいずれか一方または双方が、候補者を立てることができる。

第 2 節 各役職において、過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。

第 3 節 役員または理事会メンバーが辞任した場合、残りの理事会メンバーによって後任者が任命される。

第 4 節 役員エレクトまたは理事エレクトが辞任した場合、残りの次期理事会メンバーによって後任者が任命される。

第 5 節 各役職の任期は以下の通りである。

- | | |
|------|-----|
| 会長 | 1 年 |
| 副会長 | 1 年 |
| 会計 | 1 年 |
| 幹事 | 1 年 |
| 会場監督 | 1 年 |
| 理事 | 1 年 |

標準ロータリークラブ定款は、選挙手続をクラブ細則に具体的に記載することを義務づけている。指名委員会を用いる場合は、指名委員会委員の任命方法についても詳述しなければならない。クラブ会長の任期は、標準ロータリークラブ定款で 1 年間と規定されている。後任者が選出されていない場合、現会長の任期を 1 年まで延長できる。

第4条 役員の任務

第1節 会長は、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第2節 直前会長は、クラブの理事を務める。

第3節 会長エレクトは、会長就任に向けて準備し、理事を務める。

第4節 副会長は、会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第5節 理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席する。

第6節 幹事は、クラブの会員と出席について記録をつける。

第7節 会計は、すべての資金を監督し、財務報告を行う。

第8節 会場監督は、クラブの会合の秩序を維持する。

各クラブ役員の役割と責務については、クラブリーダー用の手引きを参照のこと。

第5条 会合

第1節 本クラブの年次総会を12月31日までに開催し、そこで次年度の役員と理事の選挙を行う。

第2節 本クラブの例会は、次の通り開催する：火曜日12時30分。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、クラブ会員全員にしかるべく通知される。

第3節 理事会の会合は毎月開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

標準ロータリークラブ定款は、クラブ細則に第5条第2節を含めることを義務づけている。

第6条 会費

本クラブの年会費は24万円とする。会費は次の通り支払われる：銀行送金。クラブ年会費には、RI人頭分担金、機関雑誌の購読料、地区賦課金、クラブ会費、ロータリーまたは地区によるその他の賦課金が含まれる。

標準ロータリークラブ定款は、クラブ細則に第6条を含めることを義務づけている。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし、役員と理事の選挙はその例外となり、投票により行われる。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

衛星クラブの投票手続もここに含める。

第8条 委員会

第1節 本クラブの各委員会は、標準ロータリークラブ定款の第11条第7節に挙げられた委員会および以下の委員会から成る。

第2節 会長は、すべての委員会の職権上の委員となる。

第3節 それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

クラブの各委員会が、クラブの年次目標と長期目標に向けた取り組みの調整にあたる。

第9条 財務

第1節 各会計年度の開始に先立ち、理事会は年次収支予算を作成する。

第2節 会計は、理事会によって指定された一つまたは複数の金融機関にクラブ資金を預金する。クラブ資金は、クラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2つの口座に分けて預金する。

第3節 勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われ、他の2名の役員または理事により承認される。

第4節 有資格者が、すべての財務処理について徹底した年次検査を行う。

第5節 クラブの年次財務報告がクラブ会員に配布される。現年度と前年度の収支を記載した中間財務報告が、年次会合において発表される。

第6節 会計年度は、7月1日から6月30日までである。

第10条 会員選挙の方法

第1節 本クラブまたは他クラブの会員が、入会候補者を理事会および／または会員増強委員会に推薦する。

第2節 理事会は、30日以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、その候補者を推薦した会員にその決定を通知する。

第3節 理事会が入会を承認した場合、その候補者は、クラブに入会するよう招かれる。

現会員から異議が出た場合の手続をここに含めてもよい。

第11条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の21日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。本細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI定款、RI細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

(2022年7月)

所沢ロータリークラブ慶弔並びに見舞金等贈与規程

第1条 会員並びにその家族の傷病、災害又は死亡の場合はこの規程により見舞金又は香料を贈る。

第2条 会員が疾病又は負傷等により 1ヶ月以上療養を必要と認められた場合は、次の見舞金を贈る。

金 10,000 円

第3条 会員が天災、地変その他不測の事由により損害を蒙りたる時は、理事会決定により災害見舞金を贈る。

贈与額 最高 50,000 円 ～ 最低 10,000 円

第4条 会員又はその家族が死亡した時は、次の区分により香料および供物を贈る。

会員 30,000 円 及び 生花

配偶者 20,000 円 及び 生花

会員と配偶者の両親及び祖父母並びに子女(ただし祖父母の場合は同居の者)
10,000 円 及び 生花

第5条 会員が退会の場合は記念品を贈る。

3,000 円 ～ 10,000 円 理事会の決定により贈る。

第6条 本規程は、昭和 58 年7月1日より実施する。

事項		慶事		見舞金		弔事	
		結婚	叙勲	1ヶ月以上療養	災害		
現会員	本人	20,000	10,000	10,000	10,000 50,000	30,000	生花
	妻	—	祝電	5,000	—	20,000	生花
	後継者	祝電	祝電	—	—	10,000	生花
	同居家族	祝電	—	—	—	10,000	喪主 生花
在籍十年以上退会又は死亡会員	本人	—	祝電	5,000	10,000	20,000	生花
	妻	—	—	—	—	10,000	生花
	後継者	—	—	—	—	10,000	喪主
	同居家族	—	—	—	—	弔電	喪主
在籍三年以上十年未満退会又は死亡会員	本人	—	祝電	5,000	10,000	20,000	生花
	妻	—	—	—	—	10,000	喪主 生花
	後継者	—	—	—	—	10,000	喪主
	同居家族	—	—	—	—	弔電	喪主

ロータリーソング

奉仕の理想

奉仕の理想に集いし友よ
御国に捧げん我等の生業
望むは世界の久遠の平和
めぐる歯車いや輝きて
永久に栄えよ 我等のロータリー

我等の生業

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1、我等の生業さまざまなれど | 2、奉仕に集える我等は望む |
| 集いて計る心は一つ | 正しき道に果をとるを |
| 求むるところは平和親睦 | 人の世拳りて光を浴みつ |
| 勉むるところは向上奉仕 | 力を協せて事忌むを |
| おおロータリーアン 我等の集い | おおロータリーアン 我等の集い |

それでこそロータリー

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1、どこで会っても やあと言おうよ | 2、笑顔笑顔で 語り合おうよ |
| 見つけた時にゃ おいと呼ぼうよ | 心心で 結び合おうよ |
| 遠い時には 手を振り合おうよ | みんな世の為 働き合おうよ |
| それでこそ ローローロータリー | それでこそ ローローロータリー |

手に手つないで

- | | |
|------------------|------------------|
| 1、手に手つないで つくる友の輪 | 2、手に手つないで つくる友の輪 |
| 輪に輪つないで つくる友垣 | 輪に輪つないで つくる友垣 |
| 手に手 輪に輪 | 手に手 輪に輪 |
| ひろがれ まわれ 一つの心に | ひろがれ まわれ 世界と共に |
| おおロータリーアン | おおロータリーアン |
| おおロータリーアン | おおロータリーアン |



ROTARY CLUB TOKOROZAWA

会員名

〒359-1118
所沢市けやき台2-17-8 サンライズけやき台102
TEL 04-2922-5920 FAX 04-2925-8908
e-mail tokororc@maple.ocn.ne.jp